Case：409

床置き型手すりの設置位置を家族が移動してしまい転倒しそうになった

場面の説明

リビングのフローリング床に設置した床置き型手すりを家族が寝室のじゅうたん床に移動してしまい、安定せず転倒しそうになる

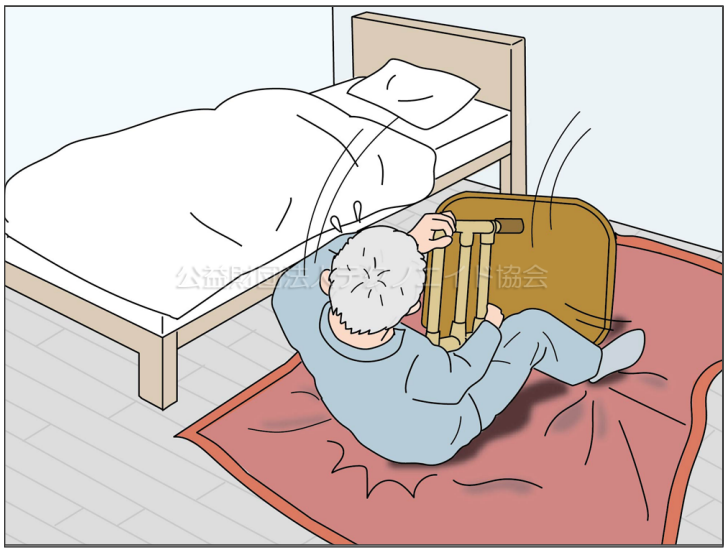

利用シーン	起居・就寝 立ち座り
主な利用場所	寝室 リビング・居間
介護保険の種目	手すり
分類コード (CCTA95)	123009 (床置き式起き上がり用手すり)
介護テクノロジー	ー
二次元バーコード	

解説

床置き型の手すりは、床の状態や力をかける方向により安定せず転倒しやすくなります。またベッドと隙間をあけて設置したことにより挟まって抜けられなくなる事故も発生しています。設置個所はケアプランに基づいており利用者の自己判断での移動はできません。また床がじゅうたんの所は設置不可としている製品もあるため、ほかの場所でも利用したい時には、必ずケアマネや福祉用具貸与事業者に相談しましょう。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

人：どのような床面でも利用できると思っていた
人：使用場所を移動するくらいの些細なことで来てもらうことに遠慮があった
人：勝手に場所を移動してはいけないことを説明していなかった
モノ：力の方向によっては安定を欠く形状であった
モノ：じゅうたんが滑りやすかった

作成：公益財団法人テクノエイド協会
Copyright 2025 Association for Technical Aids, Inc. All Rights reserved.